

## 次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過報告に関する意見

令和5年1月25日  
(公財)日本生態系協会  
会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)  
※団体としての意見

Tel : 03-5951-0244 Email : head\_office@ecosys.or.jp

### 総論 (I～III) に対して

#### **p.2 教育の目標に「環境の保全に寄与する態度を養うこと」(教育基本法第2条第4号)が含まれていることを落とさずにしっかり示す**

教育基本法は、「教育の目標」として第2条において「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(第2条第4号)を含む5つのことを掲げています。

しかし、本報告 p.2 「(1) 教育の普遍的な使命」に示されている「教育の目標」の整理は、第4号を除く4項目(第1,2,3,5号)の整理となってしまっています。

「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」(第2条第4号)もしっかり示しておく必要があります。

#### **p.7 地球環境問題に「生物多様性の喪失」があることを明記する**

本報告 p.7 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」に「グローバル化や気候変動などの地球環境問題…などの社会課題」とあります。「気候変動」だけでなく、もうひとつの大きな課題である「生物多様性の喪失」についても必ず省略せずしっかり書き込むことが重要です。「グローバル化や気候変動・生物多様性の喪失などの地球環境問題…などの社会課題」と修文する必要があります。

#### **p.10 「学ぶ」だけでなく「行動する」人材の育成を明記する**

「5つの基本的な方針」の①に「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」とあります。「学ぶ」だけでなく「行動する」ことが大切であることから「グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び、行動する人材の育成」とする必要があります。

### 「目標2 豊かな心の育成」に対して

#### **p.38 「体験活動・交流活動の充実」において「学校・園庭ビオトープなど校内・園内において体験を豊かにする環境をつくり出す」を追記する**

「体験活動・交流活動の充実」に「地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、青少年教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動など、様々な体験活動の充

実に取り組む。」とあります。「…連携により、学校・園庭ビオトープなど校内・園内において体験を豊かにする環境をつくり出すとともに、青少年教育施設等における…」というように、校外・園外だけでなく、校内・園内での体験活動の推進も重要であり、追記していただきたい。

〈参考〉

・幼稚園教育要領解説に「教師は、園内外の自然の状況を把握して積極的に取り入れるなど、幼児の体験を豊かにする環境をつくり出し、幼児が好奇心や探究心をもって見たり触れたりする姿を見守ることが大切である。」と記載されています。

・学校ビオトープの整備は、「環境教育等推進法」に基づく基本方針に「地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり等を通じて学校の屋外教育環境を整備充実させることにより、その整備された学校施設を教材として活用した環境教育を進めていきます。」と位置付けられています。

・(公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープコンクールを1999年度から隔年で開催し、前回2021年度で12回を数えます。受賞校・園の累計は、第12回を含めて約1,000校・園を数えます(同一の学校・園が複数回受賞している例を含む)

・「生物多様性国家戦略案※」では「基本戦略4」の(1)として「生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進」を掲げ、そして第1部において「学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO団体等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育を推進する。」(p.47)を掲げ、2023年3月に閣議決定される予定となっています。

※中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会(第6回)2023年1月23日現在資料

#### **p.40 「指標」に「学校・園庭ビオトープを整備した学校の割合」を加える**

児童生徒の自然体験活動の充実のため最も有効な施策は、学校等の敷地内にビオトープを整備することです。「指標」に「学校・園庭ビオトープを整備した学校・園の割合」を追加していただきたい。

「生物多様性国家戦略案※」に「基本戦略4」の(1)として「生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進」を掲げるとともに、指標についての検討が行われています。「学校・園庭ビオトープを整備した学校・園の割合」は、その進捗状況の評価にも合った指標と考えます。

※中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会(第6回)2023年1月23日現在資料

**p. 40 「指標」に「自然体験活動（イベント）に参加した児童生徒の割合の増加」を加える**

p.38 に自然体験活動の充実に取り組む等が示されていますが、それに対応する「指標」が示されていません。自然体験活動の充実に向けた指標として「自然体験活動（イベント）に参加した児童生徒の割合の増加」が適切と考えますので、これを加えていただきたい。

**「目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成」に対して**

**p. 49 「環境教育の推進」の部分に「ボランティア活動の推進」を追記する**

「環境教育の推進」の部分に「持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農山漁村体験などの体験活動の推進等を図る。」と書かれています。文部科学省においても重視し推進している「ボランティア活動の推進」も重要であり追加していただきたい。

**p. 50 「自然と共生する社会の実現に向け、学校・園庭ビオトープの整備、学校・園庭ビオトープを活用した環境教育の推進」を追記する**

「環境教育の推進」の部分に「脱炭素社会の実現に向け、学校施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や木材利用、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備等を更に推進する。あわせて、整備した学校施設を教材として活用するなど、児童生徒等の環境教育の推進を図る」と書かれています。気候変動対策等が示されていますが、生物多様性保全、自然共生社会の実現ということが明示されていません。

具体的に「自然と共生する社会の実現に向け、学校・園庭ビオトープの整備、整備した学校・園庭ビオトープを活用した環境教育の推進」ということも掲げる必要があります。

**p. 50 「指標」に「学校・園庭ビオトープを導入した学校・園の増加」を加える**

「目標 6 環境教育の推進」に関する指標として「学校・園庭ビオトープを整備した学校・園の増加」を掲げることが有効であり加えていただきたいです。

**p. 50 「指標」に「環境保全に寄与するボランティア活動への参加の割合の増加」を加える**

「目標 6 環境教育の推進」に関する指標として「環境保全に寄与するボランティア活動への参加の割合の増加」を掲げることが有効であり加えていただきたい。

**「目標 14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働」に対して**

**p. 67 「NPO との連携」に「小・中・高等学校等における環境教育の効果的な推進のため」等のことを追記する**

「NPO との連携」に「小・中・高等学校等における環境教育の効果的推進のため、また、学校以外の場、すなわち地域においても環境保全についての理解を深めるために、地域の NPO との連携を促す。」を追加していただきたい。

(公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープコンクールを 1999 年度から隔年で開催し、前回 2021 年度で 12 回を数えます。受賞校・園の累計は、第 12 回を含めて約 1,000 校・園を数えます(同一の学校・園が複数回受賞している例を含む)。受賞校の中に、環境教育の効果的な推進のため、地域の NPO と連携する例が多くあります。

また、学校以外の場として、地域の NPO が地域の里地里山や河川、海辺等で開催している自然体験活動は、地域の環境保全についての課題への理解の促進、地域をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合の増加に効果的です。

「生物多様性国家戦略案※」に「基本戦略 4」の(1)として「生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進」が掲げられ、第 1 部において「NGO 団体等と連携」とのことも含め、「学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育を推進する。」(p.47)が示されています。第 2 部ではより具体的に地域や NPO と連携した「4-1-5 河川における環境教育の推進」、「4-2-9 海辺の環境教育の推進」等のことを掲げ、2023 年 3 月に閣議決定される予定となっています。  
※中央環境審議会生物多様性国家戦略小委員会(第 6 回)2023 年 1 月 23 日現在資料

## その他

### **「自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度の育成、そのための人材の育成」を、1 つの独立した「教育政策の目標」として立てる**

SDGs のウェディングケーキ図が示しているように、私たちの社会・経済を土台で支えているのは自然環境です。しかし、その自然環境が崩壊の危機に瀕しています。土台が崩れてしまえば、全ての政策・取組の効果が薄れてしまいます。

「目標 2 豊かな心の育成」、「目標 6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成」等に自然体験活動、ESD、環境教育のことが断片的に示されていますが、社会・経済に対する自然環境の重要性を踏まえ、次期教育振興基本計画においては、「自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度の育成、そのための人材の育成」を、1 つの独立した「教育政策の目標」として立てていただきたい。